

■発 行 /一般財団法人 札幌市住宅管理公社

■住 所 /〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目9

■電話 / 211-3381 ■ FAX / 221-4438 ■ URL / https://s-j-k.or.jp/

[年6回隔月発行・無料配布]



I N D E X

- ●収入申告書は提出されましたか?
- ●家賃の減免を希望される方へ
- ●令和5年10月からの納入通知書は 10月下旬にお届けします
- ●緊急連絡先届の提出について
- ●単身入居の皆様に対するみまもり サービスのお知らせ(有料)
- ●防災特集



(一財)札幌市住宅管理公社の ホームページアドレスです! https://s-j-k.or.jp/



収入申告書は提出されましたか?

来年4月からの家賃は、毎年6月に皆様が行う収入申告によって決定されます。

令和5年6月30日が提出期限でしたが、まだ提出していない方は、収入申告書に同封されていた 説明書で必要書類を確認の上、郵送していただくか、集会所の管理人へ提出してください。

- ◎ 収入申告書を紛失された方は、再発行いたしますので、下記までご連絡ください。
- ◎ 認知症、知的障がい、精神障がい等により世帯全員が申告困難な際は、ご親族等からの申し出も 受け付けておりますので、ご連絡ください。

問い合わせ先・ 届出先

各団地の集会所管理人、又は (一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 **211-2355**

家賃の減免を希望される方へ

年金、給与の収入が少ない方又は退職や転職等で収入が著しく減少した等、家賃の支払いが困難な方は、条件によっては家賃減免になる場合があります。

新たに家賃減免を希望される方は、<u>希望される月の末日までに申請して</u>ください。

なお、すでに家賃減免中の方は、減免期間が終了する時に、新たな申請 が必要となりますのでご注意ください。



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ₹211-2355

家賃減免申請の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、住宅管理公社(中央区北1条西2丁目オーク札幌ビル1階)の受付時間を延長します。通常、午後5時15分で終了しますが、**下記の日程のみ午後7時まで延長して受付しております**ので、お仕事など日中の手続きが難しい方は、どうぞご利用ください。

記

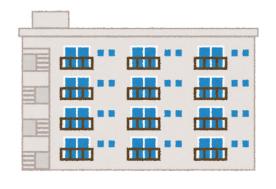
令和5年10月25日(水)から31日(火)までの5日間(土日祝日は除く)

※ 午前8時45分から午後7時までにご来社ください。

令和5年10月からの納入通知書は10月下旬にお届けします

令和5年10月分から令和6年3月分までの市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の納入通知書は、 令和5年10月下旬にお届けします。

なお、10月末までに届かなかった場合は、下記までご連絡ください。





(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 駐車場·収納担当係

2208-1280

緊急連絡先届の提出について

(一人世帯/清田区、南区、厚別区(もみじ台) の団地にお住まいの方)

近時、市営住宅にお一人でお住まいの方に連絡が取れないなど、安否を心配するお問い合わせが増えてきております。このような場合、札幌市及び公社では、過去にご提出いただいた緊急連絡先や連帯保証人に連絡して対応しております。

しかしながら、緊急連絡先の電話番号の変更等により、緊急時に連絡が取れず、迅速な対応ができない事態も発生しております。

そのため、4年毎に対象者へ緊急連絡先届の用紙(返信用封筒同封)を配布しております。9月1日(金)より順次配布を行いますので、ご協力をお願いします。

【対象者】

今年度は清田区、南区、厚別区(もみじ台)の 団地にお一人でお住まいの方が対象です。

なお、令和4年度以降にご提出済みの方は対 象外とさせていただきます。

他の市営住宅は来年度以降実施予定です。

【提出方法】

- ①公社または担当集会所・管理人まで持参
- ②同封の返信用封筒で公社へ郵送 (郵便切手は不要です。)

【提出期限】 令和5年10月27日(金)



<u>上記対象者以外の方でも、緊急連絡先を変更したい、新たに一人住まいになった、同居者がいる</u>が心配など、緊急連絡先届は随時受付しております(提出は任意です)。

<u>緊急連絡先届に関するお問い合わせは、担当集会所の管理人、または下記までお問い合わせく</u> ださい。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課 管理係

2211-3385

単身入居の皆様に対する みまもりサービスのお知らせ(有料)

ご自身の安否を登録したご家族等へ週2回メールでお伝えする安<u>否確認と、万一、自宅内で</u>死亡となってしまった場合に、お部屋の家財を処分する費用や原状回復費用の補償(<u>補償限度額100万円</u>)が付いた有償サービスの斡旋をしています。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ご検討いただくことをおすすめいたします。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課 管理係

2211-3385

防災特集

地震、台風、水害などの自然災害は、いつどこで起きるか誰にも予測ができませんので、万が一の時に備えて、ご家族が非常時に集合する場所を決めておいたり、非常食等を買い置きしたりするなど、日頃から自然災害に備えておくことが大切です。

地震

地震が発生したら・・・

- ·テーブルの下などにもぐり、身を守る。
- ・すぐ消せる場合は、ガス器具やストーブの火をす ばやく消す。
- ・割れたガラスや食器の破片によるけがに気をつける。
- ・ドアや窓を開けて避難経路を確保する。
- ・エレベータに乗っていたら、閉じ込められる可能 性があるため、最寄りの階ですぐ降りる。

避難するときは・・・

- ・ガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とす。
- ・食料や医薬品、防寒衣など必要なものを用意しておく。
- ・エレベータを使用せずに避難する。
- ·身動きができなくなるおそれがあるので、車では避 難しない。
- ・けが人に声をかけ、みんなで助け合う。

風水害

台風が接近したら・・・

- ・気象情報に注意し、風水害に備える。
- ・浸水のおそれがある場合は、物を高いところに移しておく。
- ・風で飛ばされる物は、ベランダに置かない。
- ・住居付近の危険個所や避難場所等を確認しておく。

住宅周りの排水を良くしよう

団地内には、雨水を下水桝まで導くために、アプローチ側溝や駐車場排水溝・雨水桝等が敷設されております。そこにごみ等が溜まり雨水の流れを悪くしている箇所があるものです。今一度、排水施設の点検と清掃を行いましょう。

また、ベランダの排水目皿についても、ごみなどが 詰まっている場合がありますので、併せて点検と清掃 を行いましょう。

災害に備えて避難経路の確保を!

ベランダは地震や火災の時の大切な避難経路です。 市営住宅はもしもの場合に備えて、2方向に避難でき る構造になっており、隣との間の仕切り板を打ち破っ て避難できるように作られています。

また、中高層住宅では避難用はしごが設置されていて、階下に避難できるようになっています。





個人で使用できるベランダですが、緊急時の避難経路に指定されている共用スペースでもありま すので、日頃から避難経路であることを心得て、ベランダには物を置かないようにしましょう。